

石企商第 49 号  
平成26年6月9日

公文書不存決定通知書

[Redacted]  
様

(実施機関) 石垣市  
市長 中山 義隆 印



平成26年5月26日付けで請求がありました公文書の公開について、請求のあった公文書が存在しないため、石垣市情報公開条例第9条第2項の規定により、請求を拒否することを決定しましたので通知します。

請求のあった公文書の内容	「石垣sg」(旧FB良品含む。)の月ごとの売上、数量等を記録した文書
公文書の不存状況	<input checked="" type="checkbox"/> 実施機関で保有したことがない。 <input type="checkbox"/> 保有していたが廃棄した。 廃棄年月日                      年                      月                      日 <input type="checkbox"/> その他 概要:
担当課	企画部商工振興課 電話番号(0980)82-1533 内線(633)
教示 この決定に不服があるときは、行政不服審査法より、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、不服申立てをすることができます。	

(注) □のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。

公文書不存決定通知書



様

(実施機関) 石垣市

市長 中山 義隆 印



平成26年5月26日付けで請求がありました公文書の公開について、請求のあった公文書が存在しないため、石垣市情報公開条例第9条第2項の規定により、請求を拒否することを決定しましたので通知します。

請求のあった公文書の内容	「JAPAN satisfaction guaranteed」及び「石垣sg」のWEBサイト掲載情報の修正依頼についての記録（平成26年1月以降分）
公文書不存の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 実施機関で保有したことがない。 <input type="checkbox"/> 保有していたが廃棄した。 廃棄年月日                      年                      月                      日 <input type="checkbox"/> その他 概要：
担当課	企画部商工振興課 電話番号(0980)82-1533 内線(633)
教示 この決定に不服があるときは、行政不服審査法より、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、不服申立てをすることができます。	

(注) □のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。